

L. ビルトハーバー

ヨーロッパ人権裁判所の活動

ヨーロッパ人権裁判所長官の立命館大学における講演

木原正樹 (訳)

はじめに

ヨーロッパ人権条約によって創設されたシステムの主要かつ最優先の目的は、すべての締約国を、条約上の権利と自由が実効的に保護されている状況にすることです。それは、なによりもまず、それらの権利が個々の市民に保障され、かつ、それらの自由が国内裁判所で擁護されるようにするために、適切な構造と手続きが機能している、ということの意味しています。

近年、ヨーロッパ人権裁判所が強調してきたように、「ヨーロッパ人権条約の根底にある趣旨及び目的は、同条約1条に規定されるとおり、締約国が、その管轄内において、条約上の権利と自由を保障することにある。その保障のために条約が置いた機構にとって基本となることは、国内のシステム自体によって条約違反には救済が与えられ、これを監督する役割を、補完性の原則に従ってヨーロッパ人権裁判所が果たすということである」¹⁾。このことは、(条約違反に対する実効的救済を与えるよう、締約国に要求している)同条約13条の文脈で確認されました。ヨーロッパ人権裁判所は、手続きの期間が同条約6条に反するという場合にも救済を与える義務が拡大される、と判示したのです。裁判所は、特に、次のように述べています。「ヨーロッパ人権条約35条1項に規定されている(国内的救済完了の)原則は、ある前提に基づいているが、その前提は(同条項に非常に似ている)13条に反映されている。つまり、条約上の個人の権利が侵害されたと申し立てられている場合に、その侵害に関して実効的な国内的救済を与えることができるということを前提としているのである。そのように、13条は何よりもまず締約国自身の法システム内で人権を保護するという締約国の義務を直接規定しており、そのため、個人が条約上の権利を実効的に享受することを確保するための追加的な保障をもたらす。準備作業から明らかたとおり²⁾、13条の目的は、ヨーロッパ人権裁判所での国際的な申立手

続きが開始される前に、個人に、条約上の権利侵害に対する国内レベルでの救済を得る手段を与えることである³⁾。

それゆえ、それが、ヨーロッパ人権裁判所の裁判に対する枠組みになります。そこで、以下、発展的解釈、権力の分立、および人間の尊厳という三つのテーマにつき、いくつか近年の事例を考察したいと思います。これらのテーマにつき、昨年の裁判所の活動を少し振り返ってみるだけではあるのですが、条約システム、および裁判所の有効性にとって、それぞれが根幹をなすものといえます。

発展的解釈

発展的解釈の問題に関しては、ヨーロッパ人権条約が実際に「動的で生きた文書」であるということこそが、まさにこの条約の特質であるといえます。条約起草者にどれほど先見の明があろうとも決して想像できなかった、社会的発展と科学技術の発展を考慮して発展する能力を、ヨーロッパ人権条約は示してきました。ヨーロッパ人権条約は、社会とともに成長できることを示してきました。さらに、この観点で、条約の規定ぶりは、50年以上にわたり、真価を發揮してきました。この条約は、「生きた現代的文書」であり続けてきました。この「生きた文書」論は、ストラスブル判例法上の原則のうち最も知られているものの一つです。これは、ヨーロッパ人権条約は「今日の状況を考慮して」解釈されるという原則がヨーロッパ人権裁判所の解釈を通じて発展する、ということをお示ししています。

この発展的解釈の原則は、刑事手続きの一環として科される体刑に関連して初めて表明されました⁴⁾。しかし、この原則は、ヨーロッパ人権条約8条に関連して、もっとも頻繁に表明されてきました。これは、別に驚くことではありません。というのも、8条は、私的および家族生活、通信および住居、という広範囲の利益を保護するものであり、そのうえ、その利益がまさに社会の変化により最も影響を受けやすいものだからです。8条は、動的文書の中でも最も柔軟な規定であると証明されてきました。その結果、次のような事項が、8条に含まれるようになりました。すなわち、8条には、児童の監護、産業廃棄物により生じる公害、家族計画に関する諸問題(planning issues)、航空機の騒音、性転換者の権利、学校における体罰、申立人個人の過去に関して公の機関が保持する機密文書へのアクセス、子供のファースト・ネームの選択、移民規則の適用および医療記録の開示などが含まれ、もっと続けようと思えば続けられます。つまり、そのリストは長いものなのです。

このように、8条が潜在的に広範囲の利益を保護するものであることは、この分

野で、ヨーロッパ人権裁判所の判例法が発展し、現代の世界に遅れをとらない、という点で好都合でした。しかし、ヨーロッパ人権条約が締約国政府に期待していることを、政府が正確に達成しようとする場合には、8条が対象とする広さが不都合な事情となることもありました。この点はますます不都合になっています。というのも、初期に出された8条に関するある判決において⁵⁾、裁判所は、締約国当局には同条の保護する利益への恣意的な妨害を差し控える義務だけでなく、その利益を実効的に「尊重する」ことを確保するための積極的な義務も課されることがある、ということを明確にしたからです。この判例は、婚外子の地位に関するものでした。裁判所が特に言及したのは、家族生活の尊重とは、特に、「子供が誕生した瞬間から、できるだけ彼（または彼女）を家族に統合するための法的保護手段となる国内法の存在」を意味する、ということでした⁶⁾。さらに、そのような積極的な義務には、私人間の分野にも私的生活の尊重を守るための措置を適用する、ということが含まれることとなります⁷⁾。

性転換者の権利に関する判例の傾向は、これらの判決が条約解釈の発展過程をはっきりさせたという点で興味深いものです。このような申立人の主張の本質は、出生届の制度のような、性転換者たちに損害を及ぼすように作用する制度を修正するための積極的手段を、当該被告国が未だ講じていない、ということにあります。裁判所は、通常通り、一般的な利益と個人の利益との公平なバランスをとりました。きわめて特異な事実に基づく例外が一つありますが⁸⁾、昨年まで裁判所は、多数意見に従って、性転換したことを記録するために出生届を更新して登録するか、注釈付きで登録することができるように、出生届の制度を修正する積極的な義務は被告国にはない、と判断してきました⁹⁾。この多数意見と少数意見の間には、わずかな差しかないうえに、その差は減りつつあります。

しかしながら、裁判所は、決して、新しい性的同一性を法的に承認するよう要求する可能性の扉を閉ざしたわけではありません¹⁰⁾。裁判所は、この問題を再検討し続けることが必要であるということを締約国に繰り返し述べてきました。1998年に判決が出された Sheffield and Horsham 事件において、裁判所は、性転換者を社会のなかで受け入れる人々が増えていること、および手術を受けた後の性転換者に生じる諸問題が承認されつつあることを認めました。裁判所は、その判例法を変更すべきかどうかを決定するために、科学的発展と法的発展という二つの観点から検討しました。科学的発展につき、裁判所は、性転換の本質的な性質に関して不安定さが残っているという従来の見解を確認し、手術を介して行うことの合法性には疑問の残る場合があると述べました。性転換の結果生じる状況の原因に関する疑問が決し

てなくなる医学の分野において、新しい発見は何もありませんでした。頭で考えた性がジェンダーの重大な決定要素であると被告国が認めないことを、合理的でないと批判することはできません¹¹⁾。

法的発展の観点から、裁判所は、ある人権機関が提出した比較研究を検討しました。性転換後のジェンダーの地位を法的に承認することにより生じる問題に対してヨーロッパ諸国がとるアプローチに共通性が存在するかは、当該比較研究によっては十分に明らかにはなりません。特に、結婚や、親子関係、プライバシー、または情報保護といった他の法分野に、そのような承認がもたらすかもしれない反響にどのように取り組むか、という点についてのアプローチには共通性が見出せなかったのです。

それにもかかわらず、昨年判決が出された Goodwin 事件において、裁判所は、ついに、今や公平なバランスは性転換者の法的承認を支持する方へ傾いた、という結論へと達しました¹²⁾。裁判所は、被告国内および締約国一般の国内の状況変化を考慮に入れなければならなかったうえ、締約国が到達した基準について発展的に意見が合致してきていることにこたえねばならないとしてきたことを想起しました。裁判所が動的で発展的な解釈法を維持できない場合は、裁判所は、改革と改善が困難になる危険にさらされるでしょう。この事件において、裁判所は、性転換が提起する法的問題と実際的問題についての、ヨーロッパ共通の解決法を裏付ける証拠が欠けていることを重視しませんでした。むしろ、性転換者の社会的受容の増加についてのみならず、性転換者の手術後の新しい性を法的に承認することについても支持する国際的な傾向が続いていることに関する明確で争いのない証拠を、裁判所は強調しました。性転換者の地位の変化によって、公共の利益に具体的で実体を伴った困難や損害がもたらされる可能性のあることは、まったく立証されませんでした。個人が、自ら多大な犠牲を払って選択した性に合わせて尊厳と価値をもって生きることを可能にすることによって生じる一定の不都合を、社会に許容するよう期待したとしても無理はありません。言い換えると、主張されている個人の利益は、社会全体に過度の負担を課すものではなかったのです。

当然のことですが、裁判所は、その判例法を積極的義務まで広げることは慎重です。まず、裁判所は、明確な道徳的発展がある、ということを含めなければいけませんし、それだけでなく、科学的知識の発展が伴うことによってその発展が確認されている場合に、その発展が過半数の締約国の法と実行に反映されていることについても、裁判所は、納得しなければいけません。その後で、裁判所は、その発展に照らしてヨーロッパ人権条約の用語を解釈するでしょう。私が言いたいのは、

裁判所の役割は、社会的変化を図るものでもなければ、道徳的選択を押しつけるものでもない、ということです。

もう一つ別の、かなり異なる例を挙げると、昨年判決が出された *Stafford v. the United Kingdom* 事件においても、「生きた文書」の解釈がみられます¹³⁾。この判決で裁判所は、英国における殺人に対する終身刑命令は刑罰としての終身刑を構成し、それゆえ、最初の有罪宣告に基づいて仮釈放後の再拘留を正当化することができ、新規の司法手続きを受ける必要はない、という初期の判例を再検討しました。終身刑の性質に関する英国裁判所の発展的立場に、ヨーロッパ人権裁判所は裁判上注意を払いましたが、これは両裁判所間で互いに影響しあう過程の興味深い例であるといえます。この過程で、国内法制度における発展はストラスブールにその判例法を変更するという影響を与え、そのことが今度は国内レベルでの発展を強化するという結果へと帰着しました。このことは、法制間の浸透（osmosis）とも呼べるでしょう。

原告の *Stafford* は、殺人罪で有罪の宣告を受け、自分の刑の懲罰的な要素または罰金（tariff）を完了した後に仮釈放されました。その後、当該殺人とは無関係の非暴力的な犯罪のために有罪の宣告を受け、刑を科されました。その第二の刑が終わった後も、第一の終身刑の命令によって、彼は拘留され続けたのですが、この拘留が、ヨーロッパ人権条約 5 条 1 項に反していると判示されたのです。確かに裁判所は、*Stafford* 事件と初期の事件で事実に関して決定的な違いはない、と判示しました¹⁴⁾。しかしながら、裁判所は、国内分野における重要な発展を考慮に入れて、条約の適切な解釈と適用は現在どのようなものか、ということをも「今日の状況に照らして」再評価しようとしていました。このような再評価は、条約上の権利を、理論的で実体のないものとするのではなく、実際的で効果的なものとするために必要でした。そこで裁判所は、被告である締約国の国内法秩序のなかで変化しつつあると認められる状況と、現れつつあると認められるコンセンサスを考慮しました。裁判所は、原告の拘留の継続と最初の殺人罪の刑に十分な因果関係がないと判示しました。さらに、行政官のひとりである内務大臣に、原告の釈放に関する決定の権限も委ねられる、つまり、内務大臣が仮釈放のための委員会による勧告を拒絶できるということは同条約 5 条 4 項に反する、ということも裁判所は判示しました。言い換えると、原告の拘留継続の合法性は、釈放を命じる権限と、必要な司法的保護手段を含む手続きとを有する機関によって再検討されることがなかったのです。

権力の分立

こうして、裁判所は、Stafford 事件によって提起されたもう一つの問題に注意を向けました。それは、権力の分立の問題であり、禁固刑の懲罰的な要素を定め、囚人の釈放を決定する行政官の権限と、権力の分立という概念とを調和させることの困難さの問題でした。この問題は、ストラスブールの判例法上ますます重要になる様相を呈していました。別の英国の事例では、精神病院に拘置された人達の釈放に関して¹⁵⁾、釈放を命じる権限が国務大臣に委ねられていました。そのため、行政官による釈放の決定がなされ、管轄裁判所によって決定されはしませんでした。これは、形式の問題ではなく、権力の分立という基本原則が侵害され、権限濫用に対して必要な保障が損なわれていたのです。

権力の分立は、法の支配の基本的な柱の一つであり、ヨーロッパ人権条約システムにとって決定的に重要な要素です。それは同時に、かなり異なる適用のされ方ではあるものの、ストラスブールの裁判所の活動にも適用されねばならない原則です。外部からの干渉や、裁判所の独立性が損なわれることの認められる余地は、まったくありません。この点で、ヨーロッパ人権裁判所の地位とヨーロッパ審議会の構造におけるその真の位置づけに関して、まだ、未解決の問題があることを認めねばなりません。私は、次のことも述べねばなりません。すなわち、国内司法府に対してもまた同じ尊重義務を負っている、というヨーロッパ人権裁判所の司法機能の特殊性を、ストラスブールに居る我々は、時折、締約国政府に思い出させなければならなかった、ということです。

形式的な権力の分立の問題というよりも、もっと特別に司法権の実践に関する独立性の問題も、他の事件において提起されてきました。昨年、裁判所は、ウクライナの Sovtransavto 事件で、公正な裁判の保障の違反である、と判示しました。その事件は、ウクライナの当局が、高度に政治的なレベルで、国内の訴訟手続きに度重なる干渉をしたことがあったというものでした。そのような干渉は、まさに司法権の機能に対する尊重の欠如をあらわにしました¹⁶⁾。

人間の尊厳

私の三つ目のテーマは、ヨーロッパ人権裁判所の判例法のなかで繰り返されてきた概念、すなわち、人間の尊厳という概念であり、ヨーロッパ人権条約の核心にふ

れるものです。たとえば、昨年ヨーロッパ人権裁判所は、人が収監される場合、その状況が人間の尊厳の尊重と両立するものであることを締約国は確保しなければならない、と判示しました。収監の方法と執行は、拘留には不可避のレベルの苦痛を超える強さの苦痛や辛苦を被らせないようにすべきです。Kalashnikov v. Russia 事件において、裁判所は、以下のような状態は過密である、と判示しました。それは、原告の監房が0.9平方メートルから1.9平方メートルのスペースしかない場合や、原告の監房と一緒に収監されている者達が基本的に8時間交代制で就寝しなければならない場合、原告の監房にペストが蔓延している場合、原告の監房のトイレ器具が不潔なうえに壊れていてプライバシーが保てない場合、および原告の監房と一緒に収監されている者の一人が伝染病にかかっている場合です。被拘留者を辱めたり、おとしめたりする積極的な意図は、考慮要素の一つではありますが、仮にそのような意図がなんら無いとしても、非人道的で品位を傷つける取扱いに該当することから排除されうるわけではなく、つまり、ヨーロッパ人権条約3条の違反に該当することから排除されうるわけではないのです¹⁷⁾。

2002年には、他の文脈で人間の尊厳が問題となりました。その年の初めに、裁判所は、Pretty 事件と呼ばれる特に興味深い事件を抱えて、判決を下さねばなりません¹⁸⁾。原告は、運動に関わる神経症の末期段階にある英国国民でした。彼女は、夫が彼女の自殺遂行を援助したとしても刑事訴追されないよう、公訴局長官（Director of Public Prosecutions）に保証してもらうことを求めましたが、これが却下されていました。この保証拒絶について、とりわけ、ヨーロッパ人権条約2条の定める生命に対する権利、3条の定める非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いの禁止、および8条の定める私的生活の尊重を受ける権利を侵害する、と原告は主張しました。

裁判所は、第一にヨーロッパ人権条約の用語の通常の意味を検討しました。その結果、裁判所は、同条約2条の保障する「生命に対する権利」に死ぬ権利を読み込むことまではできませんでした。また、3条の定める非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いの禁止という概念につき、原告が求める保証の拒絶までカバーするように拡大することもできませんでした。国家の側に求められている積極的な義務は、生命を絶つつもりでの行動を是認する、という3条からは引き出しえない義務を要求することになるでしょう。

にもかかわらず、裁判所は、8条に基づく主張を考慮に入れ、人間の尊厳と自由を尊重することこそ、まさに、ヨーロッパ人権条約の真髄である、ということを繰り返しました。条約上保護されている生命の神聖さという原則を否定することなく、

生命の質という概念を重視することが8条に規定されているのです。平均寿命が延びると同時にますます医学知識が高度になる時代においては、歳をとって、または、自我と個性について強く抱いている思いに反するほど身体的あるいは精神的な老衰が進行した状態で細々と生き永らえることを強いるべきではない、ということに多くの人が関心を有しています。それゆえに、Pretty 事件の状況は、私的生活の尊重の権利に対する干渉を生じさせるのです。

このことは、8条2項に基づいて、そのような干渉が必要であることを裁判所が決定しなければならない、ということの意味していました。裁判所は、刑事法全般を運用することを通じ、締約国が生命または他の個人の安全にとって有害な活動を規制する権限を有している、と判示しました。事件の争点となった法は、生命を保護する手段となるように、規定されたものです。その保護は、弱く傷つきやすい者を守ったり、生命を絶とうと意図する行為や生命を絶つことを助けようと意図する行為についての詳しい情報に基づいた決定をするのに適した状態にない者を特に守ったりすることによって行われます。自殺幫助の全面禁止を緩和した場合や、例外をつくってしまった場合の、社会における濫用の危険と濫用の発生する蓋然性を評価するのは、第一に、各々の締約国です。事件の争点となった措置は、「民主的社会において必要なもの」とされるかどうかの問題となったのです。

このデリケートで難しい事件は、まだ法的、道徳的かつ科学的な激しい論争的となる分野で「生きた文書」論を採用することに裁判所が慎重になる判例でもあります。そのうえ、締約国には、確実な評価を実施するのに最も適した当該地域の当局としても、また民主的社会の諸原則に従っても、一定の裁量権を保有すべき行動範囲があるということ、この事件は我々に思い出させてくれます。

ヨーロッパ人権条約システムの実効性

現在、裁判所が直面している最も重要な難問は、裁判所の取扱件数が増え続けていることです¹⁹⁾。裁判所は、現在、32,000件の申立を抱えて、その決定機関に係属させています。申立件数は、現在の裁判所が開設された1998年11月からみると約140パーセント、1988年からみると約1,500パーセント増加しました。ここ10年間のヨーロッパ審議会の大規模な拡大の結果、ほとんど無限大に増加の生じる可能性があります。そのうえ、取り扱い件数の進展は、量的なものではありません。裁判所に申し立てられる事件の性質は、ヨーロッパ審議会の構造変化を必然的に反映します。現在のヨーロッパ審議会の加盟国の多くは、いくつかの点で顕著に進歩し

ているとはいえ、多くの点で過渡期にあり、特に司法制度に関しては過渡期にあります。そのような加盟国には、構造的な問題のある場合が多く、にわかには解決できません。1989年以降の激動の日々に生じた政治的な要請は理解できますが、同裁判所には大きな頭痛の種となった、いやそういわねばなりません。というのも、まさに、ヨーロッパ人権裁判所は裁判所であり、政治的な配慮に関係なく法的問題を決定しなければならないからなのです。

第11議定書によって、ヨーロッパ人権条約に根本的な機構再編が施行されました。それによって、元々二つだった機構を一つの司法機関にしたのです。しかしながら、その後、たった4年半で、その制度には一層大規模な点検整備が必要となっている、と私は確信しています。

そうだからこそ、今や私達は、受理可能性の要件を満たさない申立を効率よく容易に処理できる制度を求めなくてはなりません。それだけでなく、明らかに根拠が十分であるが決まりきった事件、およびなるほどそのような事件を超えてはいるが、原則の問題については既に解決されているという意味で、新たな問題を提起しない事件から裁判所を解放するための制度も求めなくてはなりません。なにか条約違反が認定されたことによって負う被告国の義務は、当該違反の再発を防止するため、違反の原因を除去することです。したがって、その後に関係する同じ原因に由来する申立は、その執行の問題とみなすべきなのです。これは、「構造的」性質を有する侵害には特に当てはまります²⁰⁾。構造的な侵害や行政上の実行の存在を、一旦、ヨーロッパ人権裁判所が認定してしまっているのに、関係締約国における人権の保護水準を上げるという一般的な目的で、同じ違反を認定する判決を出し続けることは、本当に、役に立つのでしょうか。ここに、一般的利益と個々の正義との抵触が、最も明白な形で表れています。もし、個々の正義がヨーロッパ人権条約の第一の目的ならば、もちろん、裁判所は、上記の状況においては、個々の事件の犠牲者に補償がなされるように判決を与え続けねばならないでしょう。しかし、同条約41条で規定された公正な満足のためのしくみをみれば、個々の正義を重視する理論を支持するのは難しいことが分かります。まず第一に、裁判所は「必要な場合に」満足を与えねばならない、と規定されているように、公正な満足は裁量的なものです。実際、ヨーロッパ人権裁判所の判例法は、公正な満足が違反認定によって自動的に生じる効果ではない、ということを示しています。そのため、違反認定自体が十分に公正な満足となるような事件においては、そのように判示するのが裁判所の十分確立した実行になっています²¹⁾。このことも、確かに、ヨーロッパ人権条約システムの「公序（public policy）」という性質を示すものです。

しかし、実際の事例をみてみましょう。先程述べたように、ヨーロッパ人権裁判所は、ロシアの監獄の状況が非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いを禁止するヨーロッパ人権条約3条違反である、と判示しました²²⁾。ロシア政府自身が提出した証拠が示すとおり、そのような状態はロシア国内で広範囲に広がっています。同じような状況にある被拘留者が何万もの申立を行う可能性があります、その場合、それに裁判所が対応することには大きな意義が存在しているのか、ということが問われねばなりません。常に裁判所がその関わる事件を処理できると仮定しても、個々の事案に基づいて疑いなく十分な補償が裁定されて与えられれば、問題の解決を促進し、元々の違反の原因を除去することに寄与することになるのでしょうか。とても、そうではないでしょう。特に、その原因の一つがおそらく財源の不足であると考えられるような場合は、そうではないでしょう。同時に、目に見える効果が無いまま違反認定を出し続けることは、ヨーロッパ人権裁判所に対する信頼を失墜させることになるでしょう。同じ問題に関する事件が何千も持ち込まれると、条約システムの機能はほぼ取り返しのつかないほど妨げられるでしょう。これにより、申立には、5年あるいはもっと長い間滞った後に判決を下すことになるかもしれません。この種の遅れは、受け入れ難いというだけでなく、執行過程もやっかいなものにします。というのも、締約国政府側が、その判決で述べられている状態はもはや現実を反映していないと主張しうるからです。私は監獄の状況の問題を例に出しましたが、同じ問題はいくつかの締約国内の法制度を運用する構造の機能障害に関連しても生じうるでしょうし、実際には疑いなく生じるでしょう。我々は、以前、イタリアにおける手続きの長期化の問題に関してすでにこの経験をしたことがあります。今や、締約国の約半分が司法手続きの長期化に関して問題を抱えていることが、わかっています。また、そのような国々の多くは最終の拘束力ある司法的決定が執行できないことに重大な困難を抱えていることも知っています。

したがって、このタイプの問題は執行過程の一部であるとみなすべきである、といえるでしょう。しかし、そのような執行過程は「非難される」だけであるべきではありません。一旦、構造的な問題が確認され、もし、締約国政府がヨーロッパ全体の人権の基準を引き上げることに真剣ならば、締約国政府は次のことを確認しなければなりません。すなわち、ヨーロッパ審議会は、特に専門家の助言や司法官または警察官のトレーニング計画を提供することによって、その問題の解決を援助する立場にあることを、確認しなければならないのです。言い換えれば、ヨーロッパ人権裁判所の運営方法をもう一度見直す必要があるだけでなく、ヨーロッパ人権条約システム全体、特に執行への取組みを見直す必要がある、と私は信じています。

被告国に圧力をかけることのみならず、判決によって提起された問題を解決するのに必要な援助を行うことに適している点も、強調されるべきなのです。

それゆえ、「原則」に関する決定、すなわち、先例を形成する決定に、ヨーロッパ人権裁判所の努力を集中できるようにすることが前向きな方法であるように、私には思えます。これは、ヨーロッパ全体に共通する最低基準の維持を確保する最善の措置でもあります。その基準の低下は、ヨーロッパ審議会の拡大によって生じうる結果として、EU内で、しばしば言及されます。最近4年間に判決が下された事件を検討すれば、このような虞は偽りであったことがわかります。しかし、長期的には危険性が存在します。その危険性は、私が主張したように、ヨーロッパ人権裁判所がより「憲法的な（constitutional）」役割を堅持すれば、避けることができるのです。

ここで、もう一度注意したいと思いますが、今日私が申し上げたことは、必ずしもすべてのヨーロッパ人権裁判所の同僚達の見解を表してはいません。個々の救済の原則と当然強く結びつくNGOは、ヨーロッパ人権裁判所を最大限利用する権利を弱めるとも考えられる動きに反対するかもしれない、ということも想像できます。それでも、毎年持ち込まれる何千もの申立があるなかで、とにかく実際に個人の申立の権利は危険にさらされています。それは、合理的な期間といえるもののなかで申立を処理することは物理的に不可能となるからです。1年に35,000件ともいわれる事件というなかで十分かつ効果的な裁判へのアクセスが保障されうる、という主張は本当に成り立つのでしょうか。ヨーロッパ人権条約システムの基本的目的に合致するように、この問題にはもっと現実的にアプローチしつつ、システムの根幹を保つ方が良いのではないのでしょうか。そうすると、個人の申立は、それ自身が目的というよりも、目的達成のための手段とみられるでしょう。国内法制度の欠点を明らかにする拡大鏡であり、締約国の民主化度合をはかる温度計とみられるでしょう。この体制にとっては、より少ない判決ではあるが、敏速に下され、広く理由が付されており、事実上対世的に拘束力を与えるほどの説得力に富む明瞭さを有する判例上の原則を確立する判決の方が、良いのではないのでしょうか。そのような判決は、同時に、ヨーロッパの地域における民主主義と法の支配の土台を崩す構造的な問題を明らかにするでしょう。

これにより、私が、ヨーロッパ人権条約システムの基本的な目的に関して、この講演の最初にお話したことへと戻ります。このシステムは、決して、国内レベルでの効果的な人権保護にかわる適切な代用品を提供することはないでしょう。あくまで、このシステムは、国内的保護を補完するものでなくてはならないからです。

それは、国内的保護が行き詰ったときに、役割を果たすようになるべきです。それが国内的保護全体と置き換わったり、また、一部に換わるということではできないのです。他のものは別として、ヨーロッパ人権条約は、個人に関するものではありませんが、ただ、ストラスブールに事件を持ち込むごく少数の人達(そして、その割合は決して小さなもの以上にはならないでしょう)に関するもの、というだけではありません。単なる個々の正義の観念に執着し続けている限り、実際に、このシステムがより多くの人たちを保護することは、より困難になります。

おわりに

最後に、現代は国際法にとって困難な時代である、ということ述べたいと思います。国際的正義の信頼できて効果的なシステムを確立する道は、決して、まっすぐなものでも簡単なものでもないでしょう。しかし、ここ50年にわたり獲得した大きな前進を思えば、また、その過程で、2003年早々に国際刑事裁判所が活動を開始するということまで到達したことを思えば、まだ楽観する余地はあると私は信じています。私は、今までのところ最も影響力を与えることに成功した裁判所の長官を務めるといふ栄誉を与えられています。この裁判所が真に効果的な国際的人権保護システムのモデルであり続けることが、国際社会全体にとって重要です。だからこそ、ヨーロッパ人権裁判所が新世紀の難問を確実に直視するように関係者全員が立ち向かわねばならないのです。

- 1) *Z. and Others v. the United Kingdom*, 10.5.2001, ECHR 2001-V, § 103.
- 2) See the Collected Edition of the "Travaux Préparatoires" of the European Convention on Human Rights, vol. II, pp. 485 and 490, and vol. III, p. 651.
- 3) *Kudla v. Poland*, 26.10.2000, ECHR 2000-XI, § 152.
- 4) *Tyrer v. the United Kingdom*, 25.4.1978, Series A no. 26, § 31.
- 5) *Marckx v. Belgium*, 13.6.1979, Series A no. 31.
- 6) *Ibid.* § 31.
- 7) *X and Y v. the Netherlands*, 26.3.2000, Series A no. 91, § 23.
- 8) *B v. France*, 25.3.1992, Series A no 232-C.
- 9) *Rees v. the United Kingdom*, 17.10.1986, Series A no. 106; *Cossey v. the United Kingdom*, 27.9.1990, Series A no. 184; *Sheffield and Horsham v. the United Kingdom*, 30.7.1998, Reports 1998-V.
- 10) See dissenting opinion of Judge van Dijk in *Sheffield and Horsham*, *supra* n. 9.
- 11) *Sheffield and Horsham*, *supra* n. 9, § 55.

ヨーロッパ人権裁判所の活動（木原）

- 12) Goodwin v. the United Kingdom, 11.7.2002.
- 13) Stafford v. the United Kingdom, 28.5.2002, ECHR 2002-IV.
- 14) Wynne v. the United Kingdom, 18.7.1994, Series A no. 294-A.
- 15) Benjamin and Wilson v. the United Kingdom, 26.9.2002.
- 16) Sovtransavto v. Ukraine, 25.7.2002.
- 17) Kalashnikov v. Russia, 15.7.2002.
- 18) Pretty v. the United Kingdom, 29.7.2002.
- 19) See Luzius Wildhaber, A constitutional future for the European Court of Human Rights ?, Human Rights Law Journal 23 (2002) 161-165.
- 20) See Botazzi v. Italy, 28.7.1999, ECHR 1999-V.
- 21) Golder v. the United Kingdom (21.2.1975, Series A no. 1975.) で初めてこのことが公式に宣言され, 最近では, Kingsley v. the United Kingdom (28.5.2002.) で, 確認された。
- 22) Kalashnikov v. Russia, *supra* n. 17.